

京都市告示第396号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和5年10月30日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	北花山水0008号	山科区西野榎本町155番地地先 山科区西野榎本町60番地の14地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)